

法人各位

神戸市福祉局障害福祉課  
課長（施設担当）

## 障がい者向けグループホーム整備への支援の実施について

本市では、神戸市障がい者プランを定めて、障がいのある人が、身近な地域で今後も安心して暮らし続けることができるよう共同生活援助事業所（障がい者向けグループホーム）の整備に取り組んでいます。

障がい者向けグループホームの新規開設等にあたっては、消防法をはじめとする関係法令等による施設及び設備の要件を満たす必要があることから、下記のとおり、障がい者向けグループホームの整備に要する費用の一部を補助します。

なお、市東部（東灘区・灘区・中央区）における新規開設・創設、日中サービス支援型グループホーム又は施設等から地域移行を目的としたグループホームの整備や、スプリンクラー・消防機関へ通報する火災報知設備の整備や床・壁の防音工事、クッション性の高い材質への改修など重度の障がいのある方を受け入れるための改修を行う場合は、高く評価しますので、積極的な活用をご検討ください。

### 記

#### 1. 補助内容

グループホームを既に運営中の事業者又は的確に運営することができると認められる事業者が、既存建物を活用して新たにグループホームを設置する場合（**新規開設**）又はグループホームを新築する場合（**創設**）、若しくは既存のグループホームを改修する場合（**既存改修**）に要する費用の一部を補助します。

#### 2. 補助対象経費

##### ●新規開設または創設

(1) 改修工事・建築工事費（消防設備整備費・バリアフリー化等改修含む）

既存建物を改修又は建物を新築してグループホームを整備するための経費

##### ●既存改修

(2) 消防設備整備費

消防法令上の設置義務が生じる消防設備（スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備その他これに類する設備）の整備に要する経費

(3) バリアフリー化等改修費

重度の障がいのある方を受け入れるためのバリアフリー化や、その他関係法令へ適合させるために要する経費

例) 床・壁の防音工事やクッション性の高い材質への改修、エレベーター・リフト設備の設置、トイレ・風呂・洗面所の改修、階段・廊下の改修や手すりの設置、間仕切壁の防火措置に係る改修、耐震改修、など

#### (4) その他既存改修費

一定年数を経過して使用に耐えなくなった浴室・トイレ・食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等の改修に要する経費

### 3. 補助の条件

- (1) 整備するグループホームが神戸市内であること(神戸市の障害福祉サービス事業所の指定を受けるグループホームであること)。
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの設備に関する基準のほか、建築基準法、消防法令ほか関係法令の基準を満たす建物(家屋)であること。
- (3) 整備工事等に着手していないこと(工事契約含む)。
- (4) 令和9年3月31日までに必要な整備を完了し、令和9年4月1日までに本市の障害福祉サービス事業所の指定(変更申請含む)を受けて事業を開始できること。
- (5) 補助対象経費には、官庁申請手続等の申請事務代行費用や外構工事(バリアフリーに関する工事は除く)、備品購入費等は含まないこと。
- (6) 整備後、継続して10年以上グループホームを運営すること。
- (7) その他、神戸市補助金等の交付に関する規則及び神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱の規定に従うこと。

### 4. 補助の額

1 共同生活住居ごとに、以下の補助上限額の範囲内で補助します。ただし同時に複数の共同生活住居を整備する場合は、同一住居の工事として取り扱います。

#### ●新規開設または創設

- (1) 市東部(東灘区・灘区・中央区)における整備  
補助対象経費の合計額に5分の4を乗じた額(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)  
**補助上限額：1,200万円**
- (2) 市東部以外での整備(市街化調整区域を除く)  
補助対象経費の合計額に5分の4を乗じた額(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)  
**補助上限額：1,000万円**
- (3) 市東部以外での整備(市街化調整区域)  
補助対象経費の合計額に5分の4を乗じた額(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)と100万円に定員を乗じて得られた額のいずれか低い方の額  
**補助上限額：1,000万円**

#### ●既存改修

- (4) 既存改修整備  
補助対象経費の合計額に4分の3を乗じた額(千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)  
**補助上限額：500万円**

### 5. 応募資格

- (1) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業の運営実績がある法人であること。
- (2) 過去5年の間に役員の中に破産手続開始決定を受けて復権を得ないもの、又は禁固以上の刑に処された者がいないこと。

- (3) 直近1年間の所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法または民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (5) 障害者総合支援法上の勧告を受け、さらに当該勧告に係る事業者が取るべき措置について命令を受けている場合、所管庁への当該命令に対する改善報告が完了していること。
- (6) 障害者総合支援法の指定の効力の一部もしくは全部停止の処分を受けた場合、その処分期間を経過し、又は終了していること。
- (7) 過去5年の間に、神戸市内外を問わず障害福祉サービス事業の整備・運営について重大な法令等の違反がないこと、又は法人及びその他の事業の運営において重大な法令等の違反がないこと。
- (8) 過去5年の間に、当該グループホーム整備補助金及び神戸市民間社会福祉施設整備費等補助金の交付決定の取消を受けたことがないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。

## 6. 提出書類

1	整備計画書（様式1、2）、補助の条件及び応募資格に関する誓約書
2	内訳の記載のある4社以上の工事見積書（写） ※整備に係る総事業費が1000万円未満の場合は3社以上
3	整備図面（障害福祉サービス事業所の主な設置基準について、各所管課と協議済み及び申請手続きの手引きで確認済みのもの） ※障害福祉サービス事業等の事業所指定を受けるに当たっての主な基準については、 <u>申請手続きの手引き</u> でご確認ください。）
4	施設の位置図
5	工事箇所の着手前写真
6	法人の定款、役員名簿
7	直近年度の法人決算書及び活動報告書
8	建物所有者の整備に係る承諾書（任意様式） ※賃貸の場合のみ
9	提出書類チェック表（様式あり）

## 7. 提出期限・提出先

- (1) 提出期限：令和8年6月5日（金）必着
- (2) 提出方法：電子データ（PDFデータ等）で提出してください（下記メールアドレス宛に送信してください）。
- (3) 提出先：神戸市福祉局障害福祉課 グループホーム整備支援事業担当  
住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所1号館5階  
電話：078-322-6741  
E-mailアドレス：[syogaishisetsushien@city.kobe.lg.jp](mailto:syogaishisetsushien@city.kobe.lg.jp)

## 8. 書類提出後から着工までのながれについて

- (1) 提出を受けた書類について、選考評価項目「別表 評価の着眼点」に基づいて審査のうえ、協議を進める事業を仮決定します。仮決定した事業の通知は令和8年6月下旬の予定です。
- (2) 仮決定した事業について、本市の民間社会福祉施設等整備審査会において補助

金交付の適格性の審査を行います（最短で8月下旬開催予定。別途審査資料の作成・提出が必要）。

- (3) 審査会において、補助金を交付する事業として妥当と審査した事業は、補助事業として内示します。
- (4) 内示した事業に対して、補助金交付申請に関する書類を送付します（申請書類を記入のうえ、必要書類を添えて提出）。
- (5) 本市より補助金交付決定通知書を送付します。工事請負業者と工事契約を締結し、整備事業に着工してください。

時期		内容
令和8年	6月5日	本市への書類提出期限
	6月下旬頃	協議事業の仮決定
	8月下旬～10月頃	民間社会福祉施設等整備審査会（着工予定時期等に応じて順次手続きします。）
	9～11月頃	内示 補助金交付申請書を提出 補助金交付決定 請負業者との契約締結・着工
令和9年	2～3月	竣工 完了検査 本市への実績報告書・補助金交付請求書の提出
	3～4月	補助金の支払

※上記スケジュールは目安であり、補助金の支払時期は竣工時期に応じて変わります。

## 9. 留意事項

- (1) 協議申請が多数となった場合、又は協議事業として不相当と判断した場合は不採択となることがあります。
- (2) 本市の補助金交付決定通知後でなければ、整備事業の着工は認められません。通知前に工事に着工した場合は、交付決定を取り消す場合があります。
- (3) 令和9年3月31日までに必要な整備を完了することが必要です。建築基準法・消防法等の完了検査についても令和8年度末までに済ませてください。
- (4) 令和9年4月1日までに本市の障害福祉サービス事業所の指定（変更申請含む）を受け、事業を開始してください。
- (5) 補助金を交付する事業として決定したことは、建築確認や消防法等の完了検査、及び障害福祉サービス事業所の指定に関する審査を通過したことを意味するものではありません。法人の責任において、必要な申請手続き・確認を必ず行ってください。

※障がい者向けグループホームの主な設置基準とそれぞれの問合せ先は、以下の本市ホームページにて確認できます。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/business/annaitsuchi/shogai-fukushi/shisetsu-sebi/ghkijun.html>

- (6) 補助金を受けた建物（住居）について、処分制限期間を経過せず財産処分（事業所の廃止や転用等）を行った場合は、補助金の返還を求める場合があります。

評価項目		評価の着眼点	
ア	選定実績	補助対象施設・法人の選定が偏っていないか。	2
イ	本市施設整備計画との整合性	神戸市障がい福祉計画等に整合しているか。 <b>【新規開設・創設】</b> 日中サービス支援型グループホームか。又は障害者支援施設等からの地域移行を目的としたグループホームか。 <b>【既存改修】</b> 重度障がい者受け入れのために必要となるスプリンクラー・消防機関へ通報する火災報知設備の整備か。	6
ウ	設置主体の適格性	法人に障害福祉サービス等の運営実績はあるか。  過去3年以内に法に基づく勧告等を受けていないか。又は5年以内に補助協議の打ち切り等はないか（減点あり）。	3
エ	建設用地確保の確実性	確実に確保できる見込みがあるか。	2
オ	整備資金調達の確実性	確実に資金調達できる見込みがあるか。	2
カ	入居者の確保	整備後、定員数に応じた入居者を確保できる見込みがあるか。	3
キ	地域との円滑な関係の確保	地域との円滑な関係の確保が見込まれるか。	3
ク	周辺環境の適否	土砂災害警戒区域、浸水想定区域に含まれていないか。市街化調整区域ではないか。	3
ケ	区・地域の特性などの個別事情による整備の必要性（施設管理・防災上の必要性）	<b>【新規開設・創設】</b> 所在区域は市東部（東灘区・灘区・中央区）か。 <b>【既存改修】</b> バリアフリーに関する改修又は耐震化その他災害対策に関する改修か。	6
合 計			30

※点数が同点の場合は、市東部（東灘区・灘区・中央区）における整備か、日中サービス支援型グループホーム又は施設等から地域移行を目的としたグループホームか、重度障がい者受け入れのために必要な消防設備等法令設備の整備やバリアフリーに関する改修か、耐震化その他災害対策に関する改修か、等を優先する。